

# 個人事業税の課税免除について(畜産業又は水産業)

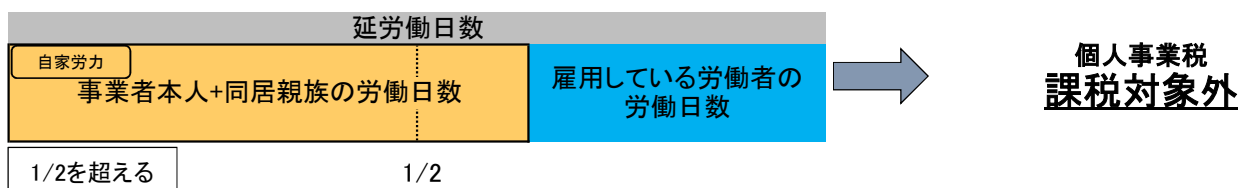
過疎法

過疎地域において、個人事業税の課税対象となる畜産業又は水産業を営む個人事業税について、下記の要件に該当する場合は、課税免除の対象となります。

## 1 課税対象について

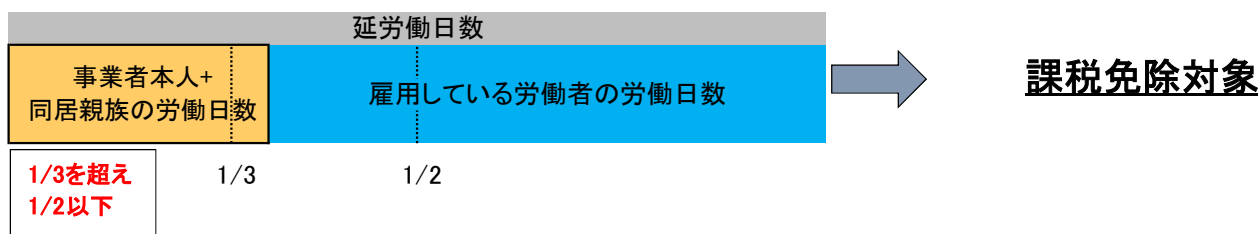
畜産業又は水産業を営む方及びその同居の親族の労力(自家労力)によって事業を行った日数の合計が、雇用者を含めた延労働日数の2分の1以下である場合に個人事業税の課税対象とされています。

[考え方]



## 2 課税免除について

過疎地域において事業を行う方で、事業主及び同居の親族の労働(自家労働)日数の合計が、雇用者を含めた延労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下である場合は、課税免除の対象となります。ただし、最初に課税免除した年度分以後5年度分に限りです。



## 3 申請等について

### (1) 申請期限

当該事業年分の事業税に係る納期のうち、最初に到来する納期の末日

### (2) 申請書類

提出書類
個人の事業税課税免除申請書
従事者等に関する報告(総括表)
従事者等に関する報告(個表) ※従事者1人につき1枚記入

## 4 対象地域

過疎地域は下記の図に掲げるとおりです。(令和5年4月1日現在)



## 5 その他

～詳しくは、最寄りの県民センターへお問い合わせください～

名称	担当グループ名	電話	管轄区域
東部県民センター	自動車・諸税課	0852(32)5623	松江市 出雲市 安来市 雲南市 奥出雲町 飯南町 海士町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町
西部県民センター	法人・軽油課税課	0855(29)5519	浜田市 益田市 大田市 江津市 川本町 美郷町 邑南町 津和野町 吉賀町